

令和4年度山形市舞台芸術活動支援補助金 Q & A

No	質問	回答
1	国や県等、ほかの補助金や交付金との併用は可能か。	可能です。しかし、国や県等の補助金等の要綱において併用不可としている場合がありますので、事前に必ずご確認ください。
2	なぜ令和4年4月1日まで遡り対象とするのか。	山形県の「クラスター抑制重点対策」が3月21日に終了し、同時期頃より本市内においても文化芸術活動が再開されつつある状況だったと考えるためです。
3	「1公演」とは具体的にどのような条件を指すのか。	1回の本番公演を指しますが、同日に2回公演する場合や同じ内容を連続で複数日にわたって同じ場所で公演する場合は、その複数回で1公演と考えます。
4	興行場法の許可を受けている施設の一覧を提示してください。	演劇や音楽の種別の施設としては、市内には、山形市民会館、山形市中央公民館、山形テルサ、山形県総合文化芸術館、ミュージック昭和があります。
6	換気に関して、山形県の「イベント等の開催に関する基本方針」では、「機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け」と記述があるが、当該補助金において支援する施設を機械換気のある施設に限定しているのはなぜか。	文化芸術活動の支援のため、より換気ができていると判断できる施設を対象としたものです。
7	山形市が実施する「地元文化団体振興事業」の対象になっている公演はなぜ当該補助金の対象外なのか。	「地元文化団体振興事業」は、公演本番当日とその前日に無料で市民会館及び中央公民館を使用できる制度であり、当該補助金のリハーサル利用料金の制度と重複するためです。
8	なぜ全額ではなく差額の支援なのか。	新型コロナウイルス感染症対策のため、従来よりも利用料金が低い会場でのリハーサルをする場合の負担増を支援しようとするものです。
10	リハーサルを実施したのち、団体の諸事情により本番公演を中止とした場合は、当該補助金は対象外となるか。	対象となります。
11	なぜリハーサル利用料金だけの補助制度なのか。	リハーサルは本番直前に行われるものであり、本補助金は、リハーサルでの感染拡大を防ぐことで本番公演中止のリスクを抑えることを目的としているためです。
12	なぜ有料公演のみが対象なのか。	有料公演を行う団体は、チケット収入があることを前提に活動しています。リハーサル実施時に感染が拡大し本番公演が中止になると、チケット収入がなくなり、団体運営に大きな支障が出るのが想定されるためです。
13	ダンス公演は対象事業にあたるか。	感染症拡大防止の観点から、歌唱・演劇などの大声での発声や楽器演奏に付随する激しい呼吸などが伴う公演を対象としています。通常程度の発声や体を動かすことにより呼吸が荒くなるなどの状況が生じる公演であっても、当該補助金の対象とは考えておりません。
14	過去のリハーサル利用料金の根拠資料など、定められた資料・書類が提出できない場合は対象外か。	対象外です。
15	「リハーサルの目的から逸脱する過大な使用に係る経費」とはなにを指すのか。	念のために使用予約をしていたが結果的に使用しなかった設備費などです。実績報告時にご提出いただく明細書の内訳を確認させていただき、適宜審査いたします。